

交渉情報	NO.10	信越支社郵便事業本部 営業部
JP労組 信越地方本部	2013年10月16日	添付資料:12枚

社員による「立替払」の禁止について

(関連 中央本部交渉情報 日本郵便 第42号 2013年10月3日)

日本郵便株式会社信越支社郵便事業本部営業部及び郵便局本部営業部は本日（10月16日）「社員による立替払いの禁止」について地方本部に説明してきました。

本件は関連文書のとおり、会社統合に伴い、外部から指摘を受けることがないような内部管理態勢を再構築していくためにも、立替払を禁止する必要があると判断し、今期の年賀販売の取扱いについて郵便局総本部に合わせるものです。

なお、地方本部は関連文書のとおり妥結整理されているものではあるが、コンプライアンス遵守（不適正営業の撲滅）の観点から、「立替払いの禁止」と「WEBサービスの利用促進」について、局長から再度周知させるよう求めました。

今後は、支部と連携をはかりながら営業指導および営業推進の実態を注視し、必要な対応をはかっていくこととしますが、立替払いを指示するような誤った指導があった場合は、支部対応をはかると共に地方本部まで連絡を願います。